

## 一問一答質問項目表

### 1. 原発問題について

#### (1) 活断層、基準地震動の評価について

- ① 中国電力は、新規制基準適合性確認審査において、国土交通省、内閣府、文部科学省が「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」でまとめた、F55断層（鳥取沖の断層）、F56断層（島根半島沖の断層）、F57断層（島根県沖の断層）を、敷地周辺海域活断層の新知見として取り入れたが、この海域活断層の概要を伺う。（部長）
- ② F55断層（鳥取沖西部断層及び鳥取沖東部断層）と宍道断層との連続性・連動性の徹底した調査が必要と考えるが、所見を伺う。（部長）
- ③ 宍道断層とF55断層が連続していれば、これらの活断層の長さは130キロ超となり、原発再稼働などあり得ない。原発の耐震性に求められる保守性を勘案し、県民の命と安全を守る政治の責任という立場で、宍道断層とF55断層は連続・連動するものと評価すべきと考えるが如何か。（知事）
- ④ 地質学、地震学の専門家、県原子力安全顧問、あらゆる研究者などの研究と知見を総集して、島根原発周辺における耐震安全性・基準地震動の評価に万全を期すべきと考えるが、所見を伺う。（知事）

#### (2) 安全協定について

- ① 中電の度重なる不正を防止、安全対策を向上させるために、県、松江市、周辺自治体（出雲市、安来市、雲南市）の中電への監視・チェック体制を強化すべきと考えるが、如何か。（知事）
- ② 知事は、電力会社と周辺自治体との安全協定締結は「共通のルールが必要で国が検討すべき問題」と繰り返し答弁してきた。しかし、経済産業省は、わが党との交渉上の席で、協定は「事業者の自主的な取り組みであり、国が関与し、指導する立場にない」と明確に回答した。この国の立場、回答への所見を伺う。（知事）
- ③ 安全協定第12条に規定する「適切な措置の要求」とは何か説明されたい。協定締結以降、県として、この「適切措置要求権」を一度でも発動したことがあるのか、伺う。（部長）
- ④ 県民の命と安全を守るために、安全協定第12条の「適切措置要求権」を発動し、中電が周辺自治体と立地自治体並みの安全協定（立ち入り調査権、原子炉停止要求権）を締結するよう、県としてのイニシアチブを発揮すべきと考えるが、所見を伺う。（知事）

#### (3) 実効ある避難計画について

- ① 現時点において、島根県並びに立地自治体、周辺自治体の避難計画の実効性を如何に評価しているのか伺う。（部長）
- ② 今回の伊方原発の視察を通じて、改めて「実効ある避難計画が策定されない限り、原発の再稼働はない」との認識を強くしたが、所見を伺う。（知事）